

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

11月に入り、寒くなってきました。10日の朝には、車の窓に少しですが雪が積もっていました。早くも冬の気配です。新型コロナは、函館にも入り込みつつあるようです。あまり心配しても、とは思いますが、お気を付けください。

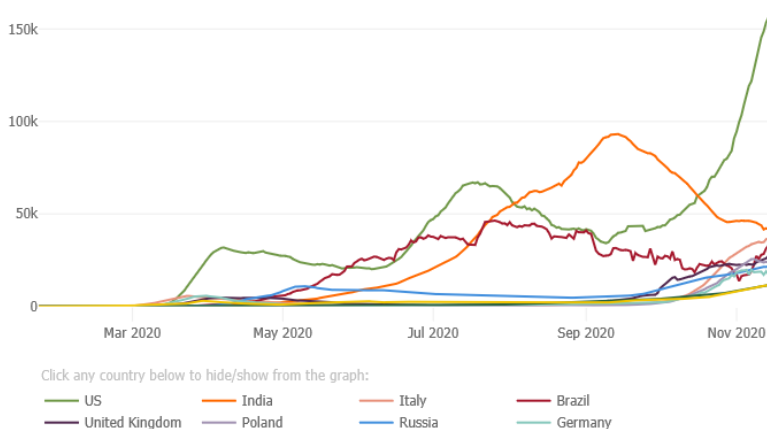
## コロナ危機と税務上の取り扱いについて

公認会計士 鎌田 直善

下のグラフは、コロナ感染者数の多い10か国について、増減の推移を示したものです。

(ジョン・ホプキンス大学 <https://coronavirus.jhu.edu/data/new-cases>)

9月(Sep)から11月(Nov)にかけて、急激に増えているのはアメリカです。2度のピークを乗り切った後に、みたび、急上昇しています。日本は表中の10か国には入っていないものの、北海道はじめ日本各地で、第3波を迎えているようです。油断は禁物です。



☆ コロナ危機に対する、法人税務上の取扱いの中に、

コロナウィルス感染症の影響で売上が減少し、資金繰りが困難となった取引先に対する支援として、売掛金等の免除や無利息融資を行った場合、寄付金・交際費課税の対象としない。

というものがあります。

これは、災害の場合の取引先に対する支援を寄付金としない規定（法人税基本通達9-4-6の2、9-4-6の3）を、今回のコロナウィルス危機についても適用できるとしたものです。適用をお考えの方は、お問い合わせください。

## 新年末調整の「申告書様式の変更」について

スタッフ 二本柳 創

「基礎控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」が新設され、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に3様式が統合されました。追加となった2様式についての概略は下記の通りです。

### 1. 基礎控除申告書

- 「基礎控除申告書」は、年間の給与総額が2,000万円以下など年末調整の対象者は必ず記入します。
- 申告書はその年最後の給与支給日の前日までに提出するため、収入金額は過去の給与等を参考に見積額を記入します。
- 給与以外の収入がある場合は給与以外の所得を含めた「合計所得金額」で判定します。そのため、給与所得以外の所得の有無や金額を確認する必要があります。
- 「区分Ⅰ」欄は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受ける場合のみ記載します。

### 2. 所得金額調整控除申告書

- その年の給与の収入金額が850万円を超える人で、下記のいずれかの要件に該当する場合は、「所得金額調整控除」が給与所得から控除されます。控除を受けるために、「所得金額調整控除申告書」の記載が必要です。
  - ・本人が「特別障害者」である場合
  - ・同一生計配偶者が「特別障害者」である場合
  - ・扶養親族が「特別障害者」である場合
  - ・扶養親族に「23歳未満」の扶養親族がいる場合
- 年末調整時に、収入金額の見込みが850万円に近い金額のため、確定後の収入が850万円を超えるかどうか不明な方も記入が必要です。
- 所得金額調整控除の控除額は会社が計算します。以下の算式で計算し、給与所得の金額から控除します。

<計算式> (給与の収入金額-850万円) ×10%=控除額 (最高15万円)
- 所得金額調整控除には、上記の控除のほか、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する「所得金額調整控除(年金等)」もありますが、年末調整では、「所得金額調整控除(年金等)」の適用を受けることはできません。

## 営業時間のお知らせ

土・日・祝祭日が弊事務所の休日です。

よろしくお願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。